大和郷土地改良区規約

大和郷土地改良区規約沿革表

（昭和54年４月１日施行）

改正順序	変更規約議決 年月日番号	変更規約施行 年　月　日	改正事由要点等
1	平成5年8月30日	平成5年8月30日	第30条執務時間、第32条会計年度及びその独立の原則、第45条出納の閉鎖を改正
2	平成15年3月28日	平成15年3月28日	第2条会議終了時間、第18条第1項開催回数変更、第26条第1項の五換地評価委員会廃止、第44条、第49条、第50条、第51条、第53条第2項、第55条、第57条各条文変更
3	平成17年2月28日	平成17年4月1日	第30条一執務時間変更
4	平成18年3月28日	平成18年3月28日	第14条の2議決事項等の報告の新設。第43条、条文変更及び同条第2項の新設。第57条、条文変更。
5	平成22年3月26日	平成22年3月26日	第57条農地法施行規則条文変更、決裁区分に理事長決裁追加
6	平成24年3月29日	平成24年3月29日	第3条条文変更、第49条条文変更 第50条条文変更
7	平成26年8月29日	平成26年8月29日	第57条農地法施行規則条文変更
8	平成28年3月30日	平成28年3月30日	第19条第1項第四号新設 第21条第1項条文変更、同条同項に第五号新設。 第21条第2項新設。
9	平成28年８月29日	平成28年８月29日	第57条決済区分の転用団地面積変更
10	平成29年3月28日	平成29年3月28日	第27条に個人情報保護管理者の記載追加、３項５項を新設
11	平成30年3月29日	平成30年3月29日	第25条第4項条文変更、第29条条文変更、第30条一執務時間変更 第32条第3項削除、第38条第1項条文変更、第44条第1項条文変更 第49条条文変更、第50条条文変更 第51条農用地利用集積計画作成申出新設、第52条条文変更、第54条第2項条文変更、第7章基本財産 第55条から第63条新設、第65条条条文変更
12	令和2年3月27日	令和2年3月27日	第2条会議開始終了時間変更、第9条第2項条文変更、第10条第2項条文変更、第14条の2を第15条に変更、第20条第1項第1号に利水

改正順序	変更規約議決 年月日番号	変更規約施行 年　月　日	改正事由要点等
			調整規程を追加、第22条条文変更、第25条第5項新設、第27条第1項庶務課工務課を削除、第28条第6項魚野川取水口を削除、第29条第1項職員の種別を削除、第31条第2項休日の表記を変更、第41条第1項条文変更及び第2項削除、第44条第2項各号の標記を番号から漢数字に変更、第46条出納の閉鎖期日を新設、第47条第2項及び第3項各号の標記を番号から漢数字に変更、第55条第1項条文変更、第57条第1項各号の標記を番号から漢数字に変更、第65条第1項、第２項及び第3項(電磁的方法)新設、第69条農地法施行規則条文変更
13	令和３年３月30日	令和３年３月30日	第26条第４項条文変更、第29条第１項、第２項及び第３項条文変更、第69条農地法施行規則条文変更
14	令和４年３月30日	令和４年４月１日	第27条第１項第４号の名称変更、第39条条文変更、第47条を削除、第49条ただし書きの追加、第57条条文変更、第58条、第59条、第61条及び第63条を削除
15	令和４年８月30日	令和４年８月30日	第33条第２項及び第46条削除
16	令和６年３月28日	令和６年４月１日	第25条第５号条文変更
17	令和６年８月29日	令和６年８月29日	第20条第３項を追加、第51条第１項、第51条、第59条第１項第２号及び第２項第２号条文変更
18	令和８年３月27日	令和８年３月27日	第19条第３項条文変更、19条第４項、第５項及び第６項の新設、第22条第１項第１号条文変更、第55条第１項第２号基本財産積立金の新設、第55条第２項新設、第56条基本財産の管理新設、第60条第１項及び第２項条文変更
19	令和８年８月27日	令和８年９月24日	第10条第２項条文変更、第11条第２項条文加入、第12条第２項括弧書加入、第53条第１項条文変更、第55条第1項第２号条文変更、第60条第１項及び同第２項条文変更

大和郷土地改良区規約

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第２章　会議

第１節　総代会

（開議、散会）

第２条　会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終わる。ただし、総代会において特に議決したとき又は議長が必要と認めたときは、時間を伸縮することができる。

（出席）

第３条　総代は、総代会に出席したときは、総代会の招集者にその旨を届け出るものとする。

（開会）

第４条　総代会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総代会にはかるものとする。

（議事録記名人の選任）

第５条　議長は、議事の開始にあたり、総代会の承認を得て、議事録記名人２人を指名するものとする。

（議長の職務）

第６条　議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、総代の発言を不当に制限してはならない。

（中途退場）

第７条　総代は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

（議事）

第８条　議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

（発言）

第９条　発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

２　発言は、議題以外のことにわたってはならない。

（動議）

第 10 条　総代は、議事の進行を妨げない限り、他の総代３人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

２　前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第 15 条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総代会にはかるものとする。

３　第１項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が２以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。

４　動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

（採決の方法）
第 11 条　採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総代会にはかって決定する。
２　議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。
（委員会付託）
第 12 条　総代会で必要があると認めるときは、総代会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。
２　委員会の委員は、総代会において出席した総代（書面をもって議決権又は選挙権を行う者を除く。）のうちから選任する。
３　委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない。
４　委員会の運営その他必要な事項は、総代会で定める。
（議案・動議の再提出禁止）
第 13 条　否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総代会に提出することができない。
（禁止行為）
第 14 条　会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。
２　会議中総代が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は当日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。
（議決事項等の報告）
第 15 条　総代は、総代会で審議された事項及びその結果について、組合員への周知に努めるものとする。

第２節　その他の会議

（換地計画等を定める会議）
第 16 条　土地改良法第 52 条第５項の会議並びに同法第 53 条の４第２項及び同法第 99 条第２項において準用する同法第 52 条第５項の会議には、第２条から第 11 条まで及び第 14 条の規定を準用する。

第３章　役員

第１節　総則

（役員の会議）
第 17 条　役員の会議は、理事会及び監事会とする。
（役員報酬）
第 18 条　役員に対する報酬、賞与その他の給与は、総代会で定める。

第２節　理事

（理事会）
第 19 条　理事会は、少なくとも年３回以上開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の３分の１以上の請求があった場合に開催する。
２　理事会の招集は、理事長が行う。
３　理事長は、理事会を招集しようとするときは、５日前までに日時及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。
４　理事会の場所を定めないときは、理事長は、前項の事項のほか、会議の方法を各理事に通知しなければならない。

５　理事会の場所を定めるときは、理事長は、第３項に規定する事項のほか、当該場所を各事理に通知しなければならない。
６　前項の場合において、理事が会議の場所に存しないで理事会に出席することを認めるときは、理事長は、当該出席の方法を各理事に通知しなければならない。
７　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
（理事会の付議事項）
第 20 条　理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。
(1)　定款、規約、管理規程、利水調整規程及び総代会の決議により、理事会に委ねられた事項
(2)　総代会の招集、土地改良法第 52 条第５項並びに同法第 53 条の４第２項及び同法第 99 条第２項において準用する同法第 52 条第５項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項
(3)　監事の監査報告における改善措置に関する事項
(4)　その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項
２　理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。
３　理事会は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、会計主任からの報告を受けなければならない。
（理事会の議決方法等）
第 21 条　理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。
２　理事は、代理人によって議決に加わることはできない。
３　監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
４　理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。
（理事会の議事録）
第 22 条　議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。
(1)　開会の日時及び場所（理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事又はその会議の組織員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。）
(2)　出席した理事及び欠席した理事の氏名
(3)　議事の要領
(4)　決議事項及び賛否の数
(5)　議事録記名人の選任に関する事項
(6)　その他議長が必要と認めた事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人２人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第３節　監事

（総括監事）
第 23 条　監事は、総括監事１人を互選する。
２　総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。
３　監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行う。
（監事会）
第 24 条　監事会は、少なくとも毎事業年度２回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。
（監事会の付議事項）
第 25 条　監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1)　監査計画に関する事項
(2)　監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項
(3)　土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項
(4)　土地改良法第 27 条（同法第 52 条第７項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項
(5)　事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項
(6)　その他監事の職務執行上必要と認めた事項

（監事会の議決方法等）

第 26 条　監事会は、３人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

２　監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。

３　監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

４　監事会には、第22条の規定を準用する。この場合において、同条第２項中「２人」とあるのは「１人」と読み替えるものとする。

第４章　業務の執行

（補助機関）

第 27 条　この土地改良区に次の係及び委員会を置く。
(1)　庶務係
(2)　会計係
(3)　換地係
(4)　工務係
(5)　維持係
(6)　管理委員会
(7)　用排水調整委員会

２　前項の係及び委員会に関する規程は、総代会で定める。

（会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者）

第 28 条　この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者を置く。

２　会計主任及び管理責任者は、理事長がこれを命ずる。

３　個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。

４　会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。

５　個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。

６　管理責任者は、水無川頭首工管理規程の定めるところにより、水無川頭首工を管理する。

（職員）

第29条　前条に定める者のほか、この土地改良区に13人以内の職員を置く。

２　前項の職員のほか、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員を置くことができる。

３　職員の任免、給与、服務等については、理事会で定める。

（事業所等）

第 30 条　この土地改良区は、総代会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

（執務時間）

第 31 条　この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。
(1)　執務時間　午前８時 30 分から午後５時 15 分までとし、正午から１時間は休憩時間とする。
(2)　休日　土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に定める休日のほか、12 月 29 日から翌年の１月３日までの期間とする。
（業務執行に関する細則）
第 32 条　理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第５章　会計

（会計年度及びその独立の原則）
第 33 条　この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。
２　会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。
（会計区分）
第 34 条　この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。
２　特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総代会の決議によりこれを設置することができる。
（総計予算主義の原則）
第 35 条　一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。
（予算の調製及び議決）
第 36 条　理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総代会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、土地改良区の設立後遅滞なくこれをしなければならない。
２　年度途中に発生した災害復旧のための事業収支予算については、急施のため総代会を招集する暇がない場合は、監事会の承認を得て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。
（収支予算の区分）
第 37 条　収支予算は、収入にあっては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあっては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。
（予備費）
第 38 条　予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあっては、予備費を計上しないことができる。
２　予備費は、総代会の否決した費途に充てることができない。
（補正予算・暫定予算等）
第 39 条　理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総代会に提出することができる。ただし、総代会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。
２　理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総代会に提出することができる。

３　前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

（支出の方法）

第 40 条　会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

２　会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

（決算関係書類）

第 41 条　理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けなければならない。

（剰余金の処分）

第 42 条　各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

（契約の方法）

第 43 条　売買、賃借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

（余裕金の運用）

第 44 条　土地改良区の余裕金は、総代会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては株式の取得は行わないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

(1)　金融機関への預貯金

(2)　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3)　国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

(4)　特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(5)　貸付信託の受益証券の取得

（一時借入金）

第 45 条　理事長は、収支予算内の支出をするため、総代会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

２　前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

（財務状況の公表）

第 46 条　理事長は、毎年１回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

（会計に関する細則）

第 47 条　会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総代会の承認を受けなければならない。

第６章　事業の施行

（工事の施行方法等）

第 48 条　工事は、請負とする。ただし、必要がある場合は直営として行う。

２　この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

（一時利用地の指定及び使用収益の停止の通知等）

第 49 条　土地改良法第 53 条の５第１項の規定による一時利用地の指定又は同法第 53 条の６第１項及び第２項の規定による使用収益の停止は、理事会が該当事業地区の換地委員会の意見に基づき行うものとする。

（一時利用地の指定等に伴う補償等）

第 50 条　土地改良法第 53 条の８第１項及び第２項の規定による損失に対し補償する額及び利益に対し徴収する額は、理事会が該当事業地区の換地委員会の意見に基づき定めるものとする。

（農用地利用集積計画作成の申出）

第 51 条　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 56 号）附則第５条第１項の規定により、なお従前の例によることとされた同法第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第５項の規定に基づく農用地利用集積計画の作成の申出は、理事会が該当事業地区の換地委員会の意見に基づき行うものとする。

（換地計画書の策定）

第 52 条　換地計画書は、各区ごとに理事会が該当事業地区の換地委員会及び評価委員会の意見に基づき策定するものとする。

（従前の土地の地積等）

第 53 条　換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積及び定款第 26 条第３項に規定する土地の地積は、その工事の属する年度の４月１日現在の土地原簿に掲げられた地積によるものとする。

２　従前の土地各筆の評定価額及び換地として定めるべき土地の評定価額は、理事会が該当事業地区の評価委員会の意見に基づき算定するものとする。

第７章　基本財産

（基本財産の目的）

第 54 条　この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置する。

（基本財産の種類）

第 55 条　基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

(1)　原野、雑種地、建物及びその従物

(2)　基本財産積立金

　　土地改良施設更新積立金　定款第 36 条第３項の規定による積立金

(3)　基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

２　この規約に定めるもののほか、土地改良施設更新積立金の積立及び管理に関する規程は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

（基本財産の管理）

第 56 条　基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第 44 条第２項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

（運用益金の処理）

第 57 条　基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上して一般会計に編入するものとする。

（基本財産の処分）

第 58 条　基本財産は、総代会の議決を経てこれを処分することができる。ただし、総代会を招集する暇がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

（基本財産台帳）

第 59 条　理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第 8 章　補則

（電磁的方法）

第 60 条　定款第 40 条第１項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

(1)　電子メールによる方法

(2)　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次項第２号において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　定款第 40 条第２項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1)　電子計算機に備えられたファイル

(2)　電磁的記録媒体をもって調製するファイル

３　前２項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

（組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金）

第 61 条　この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第 61 条第３項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地（地役権者の場合にあっては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

（補償）

第 62 条　土地改良法第 118 条第５項、第 119 条、第 120 条及び第 122 条第１項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会で定める。

（施設の破損等の報告）

第 63 条　組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、速やかに、土地改良区に報告しなければならない。

（農地転用等に伴う処理）

第 64 条　この土地改良区の地区内の農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 30 条第６号又は第 57 条の４第２項第３号の規定による意見は、転用団地の面積が１ヘクタール未満のときは理事長、１ヘクタール以上４ヘクタール未満のときは理事会、４ヘクタール以上のときは総代会で決する。

２　前項に定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等に関する規定は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

附　則

１　この規約は、昭和 54 年４月１日から施行する。

附　則

１　この規約は、平成５年８月 30 日から施行し、平成５年４月１日から適用する。

附　則

1　この規約は、議決の日（平成 15 年３月 28 日）から施行する。

附　則

1　この規約は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則

1　この規約は、議決の日（平成 18 年３月 28 日）から施行する。

附　則

1　この規約は、議決の日（平成 22 年３月 26 日）から施行する。

附　則

1　この規約は、議決の日（平成 24 年３月 29 日）から施行する。

附　則

1　この規約は、議決の日（平成 24 年８月 29 日）から施行する。

附　則

1　この規約は、議決の日（平成 28 年３月 30 日）から施行する。

附　則

1　この規約は、議決の日（平成 28 年８月 29 日）から施行する。

附　則

1　この規約は、議決の日（平成 29 年３月 28 日）から施行する。

附　則

1　この規約は、議決の日（平成 30 年３月 29 日）から施行する。

附　則

1　この規約は、議決の日（令和２年３月 27 日）から施行する。

附　則

この規約は、議決の日（令和３年３月 30 日）から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第 65 条中「第 40 条」を「第 38 条」に改める改正規定は、大和郷土地改良区定款の一部を改正する定款の施行の日から施行する。

（令和３年度会計の処理の特例）

2　この規約の施行後においても令和３年度会計の処理については、なお従前の例による。

附　則

この規約は、議決の日（令和４年８月 30 日）から施行する。

附　則

この規約は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、議決の日（令和６年８月 29 日）から施行する。

附　則

この規約は、議決の日（令和８年３月 27 日）から施行する。

附　則

この規約は、定款認可の日（令和８年９月 24 日）から施行する。